

資料 1 - 5

府中基地跡地留保地について

◇「府中基地跡地留保地」の沿革概要

1 概要

昭和51年6月21日の国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の返還後の利用に関する基本方針」において、大都市周辺の10万平方メートル以上の大規模な返還財産の処理基準が定められ、その処理基準によれば、返還財産は地元利用分（府中市、東京都）、国・政府機関利用分、当分の間処分を留保する留保地分に3等分して処理すること（「3分割有償払下げ」方式）とされました。この処理基準に基づき、地元利用部分について、本市では浅間中学校、府中の森芸術劇場、府中の森市民聖苑、平和の森公園、平和の森庭球場、生涯学習センター、府中市美術館（都立公園内）を整備し、東京都は府中の森公園を整備しました。また、国利用部分には航空自衛隊府中基地が所在しており、残りの部分（府中の森公園北側に所在、面積15.5ha）が府中基地跡地留保地となっています。

このような経緯がある中、平成15年7月、財務省理財局長から関東財務局長充ての通知において、財政制度等審議会答申「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」の趣旨に沿って、従来の「当分の間処分を留保する（原則留保、例外公用・公共用利用）」とされていた留保地部分における基本的考え方を転換し、「原則利用の考え方に基づきその活用を促進する（原則利用、計画的有効活用）」という新たな基本方針が示されました。

新たな基本方針を受け、本市では、平成20年10月、北側を住宅ゾーン（国家公務員宿舎）、中央を研究施設ゾーン（国立医薬品食品衛生研究所）、南側を公園緑地ゾーン（府中市取得）とする利用計画を策定しましたが、平成23年12月に国家公務員宿舎建設が中止となり、また衛生研についても平成24年9月に川崎市への移転が決定したことから、利用計画見直しの必要性が生じました。

このため、平成27年度に庁内プロジェクトチームを設置し、平成28年2月に「府中基地跡地留保地活用基本方針」を、平成29年2月には「府中基地跡地利用計画素案」を策定、平成29年度には当該素案を基に、庁内プロジェクトチームに加え、附属機関「府中市基地跡地利用計画検討協議会」を設置し、平成31年度までに利用計画を策定すべく、現在、作業を進めています。

資料 1 - 5

◇「府中基地跡地留保地」の沿革

- S14. 5 陸軍省が陸軍燃料廠を設置。
- S20. 9 米軍が接收（60.8ha）。
- S32. 7 航空自衛隊用地として一部返還（7.3ha）。
- S50. 6 米軍通信施設を除き返還（54.1ha）。
- S51. 6 国有財産中央審議会答申「米軍提供財産の変換後の利用に関する基本方針について」（三分割答申）
返還財産を(1)地元公共団体利用（A地区）、(2)政府関係機関利用（B地区）、(3)留保地（C地区）として取り扱うこととなる。
- S56. 11 同答申「府中空軍施設返還国有地の処理の大綱について」
当該返還財産を、(1)公園用地、(2)公共公益施設用地、(3)自衛隊用地、(4)留保地、として処理するものとする。
- S62. 6 同答申「大口返還財産の留保地の取扱いについて」（留保地答申）
留保地の取扱いについては、「原則留保、例外公用・公共的利用」とされる。
- H 1. 8 国により、国立衛生試験所（当時）の留保地への移転方針が決定。
- H 8. 3 市、米軍通信施設の移設及び早期返還について、東京都及び東京防衛施設局（当時）に要望。
- H 8. 7 府中の森市民聖苑が開設。
これにより、留保地以外の返還財産の処理が確定する。
- H15. 7 財産制度等審議会答申に基づく、「大口返還財産の留保地の今後の取扱いについて」
留保地の取扱いについては、「原則利用、計画的有効利用」へと方針転換され、5年を目処に基地跡地利用計画の策定を要請される。
- H20. 10 市は、留保地を、(1)国家公務員宿舎の配置を前提とした「住宅ゾーン」、(2)国立衛生研究所の移転を前提とした「研究施設ゾーン」、(3)「公園緑地ゾーン」の三分割利用とする利用計画を、財務省関東財務局へ提出、受理される。
- H21. 9 国立衛生研究所による、生態系調査を完了。
- H22. 4 国立衛生研究所による、土壌汚染の状況に係る調査を完了。
- H23. 12 行政刷新会議（事業仕分け）における国家公務員宿舎整備計画凍結等を受け、国家公務員宿舎建設が中止。
- H24. 9 国立衛生研究所が、川崎市へ移転を決定。府中市への移転が中止になったことから、利用計画の見直しが必要となる。
- H25. 3 市は、米軍通信施設の返還について、防衛省北関東防衛局へ要望すると

資料 1 - 5

- ともに、都に対し情報提供及び協力を依頼。
- H26. 2 市は、都に対し、都立公園整備の打診を行った結果、実施は困難であるとの回答を得る。
- H26. 8 市は、都に対し、公園以外の利用意向を照会した結果、警視庁と教育庁において将来的に利用する可能性があるとの回答を得る。
- H27. 2 第一次府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム発足。
- H28. 2 「府中基地跡地留保地活用基本方針」策定。
- H28. 3 国立衛生研究所予定地以外の一部について、アスベスト、PCB及び土壌汚染の状況に係る調査が完了。
- H28. 8 都に対し利用意向を照会した結果、利用意向がない旨の回答を得る。
- H28. 12 国により、北側5棟の解体が完了。
- H29. 2 「府中基地跡地留保地利用計画素案」を策定。
- H29. 3 国により、東側2棟の解体等が完了。また、調査が終えられていない箇所のアスベスト、PCB及び土壌汚染の状況に係る調査が完了。
- H29. 5 第二次府中基地跡地留保地活用検討プロジェクトチーム発足。

【府中基地跡地の活用状況と面積】

(単位：h a)

用 途	主 体	処理大綱面積	処理済面積	未処理面積
公 園	東京都・府中市	17.4	17.7	—
文 教 施 設	府 中 市	3.7	3.7	—
社会教育施設	府 中 市	1.0	1.0	—
斎 場	府 中 市	1.2	1.2	—
道 路	府 中 市	2.0	1.9	—
自 衛 隊	防 衛 省	18.0	17.8	—
留 保 地	—	15.5	—	15.5
計	—	58.8	43.3	15.5

※ 上記一覧は、米軍通信施設 1 h a を除くもの。

資料 1 - 5

